

# 職業紹介事業報告書の作成方法について



滋賀労働局 職業安定部 需給調整事業室

# 令和7年度以降の事業報告書作成における留意点

- 令和7年度から有料・無料職業紹介事業報告書(様式第8号)及び特別の法人無料職業紹介事業報告書(様式第8号の2)の様式(EXCELファイル)が変更となっています。

必ず最新の様式を厚生労働省HPからダウンロードして作成してください。

厚生労働省HP・事業報告書EXCELファイルのダウンロードページはこちら



# 事業報告書とは

- ・根拠条文：職業安定法第32条の16
- ・職業紹介事業所の業務の運営状況の報告
- ・取扱実績がなくても提出が必要
- ・事業所複数の場合でも事業所ごとに作成し、事業主管轄の労働局へまとめて提出
- ・提出がない場合、是正指導や行政処分(改善命令、事業停止命令)の対象となる。
- ・行政処分の対象となった場合は企業名が公表される。

# 提出書類

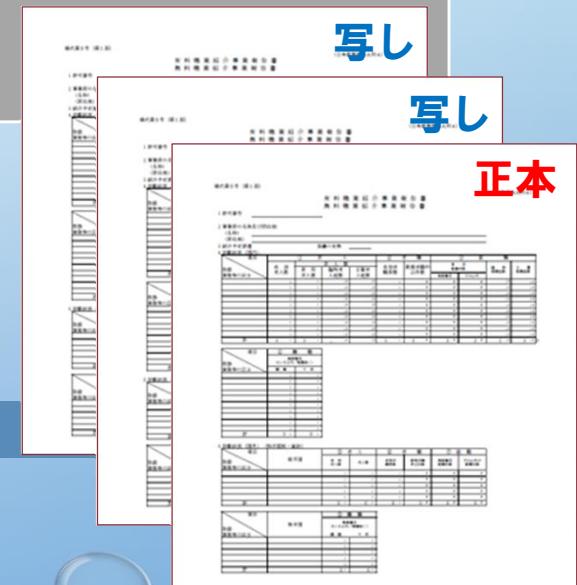
職業紹介事業報告書(様式第8号)  
(特別の法人無料職業紹介事業者の場合は様式第8号の2)

提出部数(正本1通およびその写し2通)

※郵送による提出の場合、レターパック又は切手貼付の返信用封筒  
(送付先住所記載)を同封してください。

※電子申請による提出も可能です。

電子申請e-Govの各ステップと利用準備についてはこちら



The image shows two versions of the 'Employment Introduction Business Report Form (Mitsukoku Shori Shisei Hocho Shomu Shisei)' side-by-side. The left version is labeled '写し' (Copy) and the right version is labeled '正本' (Original). Both forms have a header section with fields for '事業者名' (Business Name), '所在地' (Address), and '郵便番号' (Postal Code). Below this is a large grid of tables for reporting data. The first table has columns for '登録区分' (Registration Category), '登録区分別登録者数' (Number of registrants by registration category), and '登録区分別登録者数' (Number of registrants by registration category). The second table has columns for '登録区分' (Registration Category), '登録区分別登録者数' (Number of registrants by registration category), and '登録区分別登録者数' (Number of registrants by registration category). The third table has columns for '登録区分' (Registration Category), '登録区分別登録者数' (Number of registrants by registration category), and '登録区分別登録者数' (Number of registrants by registration category).

## 報告対象期間

(令和8年度提出分)

- 令和7年4月1日～令和8年3月末日
- 許可後最初の報告対象期間は許可年月日～3月末日

## 提出期間

- ・毎年4月1日から4月30日まで。
- ・期限までに提出がない場合は、是正指導や行政処分の対象となります。

※行政処分の場合は企業名が公表されます。

# 記載方法1

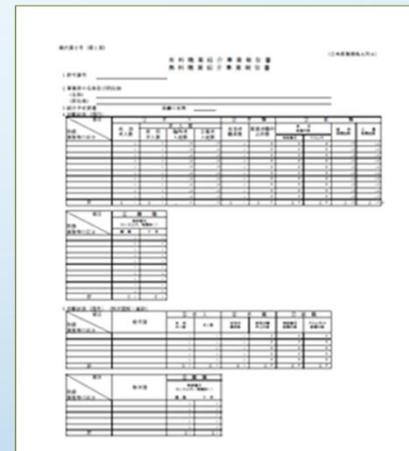
## (様式の構成)

様式第8号

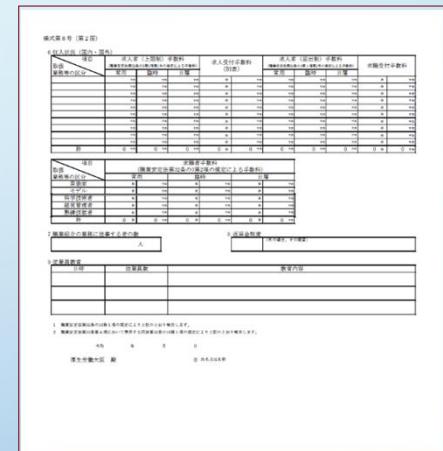
- 第1面
- 第2面
- 第3面
- 第4面

記入して提出

記載要領(提出不要)



第1面



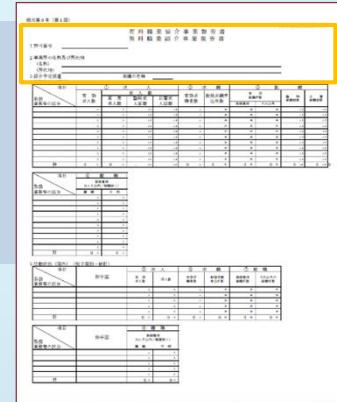
第2面

※特別の法人無料職業紹介事業の場合は様式第8号の2

第1面 ⇒ 記入して提出

第2面 ⇒ 記載要領(提出不要)

## 記載方法2 (第1面その1)



- ・ タイトル
- ・ 許可番号
- ・ 事業所名称
- ・ 所在地
- ・ 紹介予定派遣の有無

		有料職業紹介事業報告書
		<del>無料職業紹介事業報告書</del>
1 許可番号	25 -ユ- 〇〇〇〇〇〇	
2 事業所の名称及び所在地 (名称)	〇×紹介所	
(所在地)	滋賀県大津市〇〇町〇丁目〇番〇号	
3 紹介予定派遣	実績の有無	<u>有</u>

# 記載方法3 (第1面その2)

- 活動状況(国内)
- 職種ごとに求人件数、求職者数、就職件数、離職件数等を記載
- 紹介予定派遣は内数として記載

項目 取扱 業務等の区分	① 求 人			② 求 職		③ 就 職			
	有効 求人件数	求人件数		有効求 職者数	新規求職申 込件数	常 用		臨 時	日 履 就職延数
		常 用 求人件数	臨 時求 人延数			就職件数	無期雇用		
034 一般事務・秘書・受付の職業	120 人	1,000 人	4,500 人日	0 人日	98 人	500 件	300 件	50 件	450 人日
(紹介予定派遣)	(10) 人	(120) 人	(0) 人日	(0) 人日	人	件	(0) 件	(0) 件	(0) 人日
038 会計事務の職業	60 人	500 人	2,000 人日	0 人日	50 人	250 件	150 件	0 件	250 人日

項目 取扱 業務等の区分	④ 離 職	
	無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
	離 職	不 明
25 一般事務の職業	10 人	0 人
(紹介予定派遣)	(0) 人	(0) 人
26 会計事務の職業	5 人	0 人

# 記載方法4

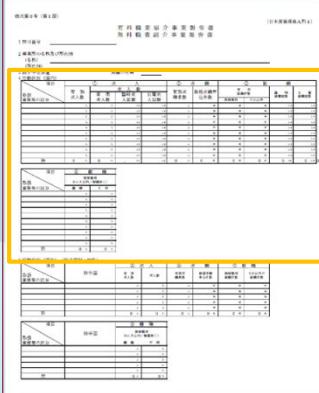
(取扱業務等の区分 「①求人」「②求職」「③就職」「④離職」欄)

- 取扱業務等の区分 「令和4年版厚生労働省編職業分類」の中分類
- Aについてはそれぞれに分類
- A以外の職種はBの分類にしたがって記入

A

a 家政婦（夫）	f モデル
b マネキン	g 医師(歯科医師・獣医師・薬剤師は除く)
c 調理師	h 保育士
d 芸能家	i 特定技能の在留資格に係る職業紹介
e 配せん人	

A以外はB



The image shows a screenshot of a Japanese administrative form titled 'Classification of Occupations'. The specific section highlighted is 'Occupational Classification' (職業分類), which contains a grid of codes and descriptions. A yellow box surrounds the top-left portion of this grid.

B 令和4年版厚生労働省編職業分類表  
中分類

01 管理的職業	
001	法人・団体役員
001-01	会社役員
001-99	その他の法人・団体役員
002	法人・団体管理職員
002-01	会社管理職員
002-99	その他の法人・団体管理職員
003	その他の管理的職業
003-01	管理的公務員
003-99	他に分類されない管理的職業

10

✖ 日本標準職業分類

## 記載方法5 (第1面 求人)

- 有効求人数 : 3月末日現在  
1社で3名分の求人 ⇒ 「3人」と計上

- 常用求人数 : 4ヶ月以上の有期又は無期

有効求人数	① 求人		
	常用求人数	臨時求人延数	日雇求人延数
120 人	1,000 人	4,500 人日	0 人日
(10) 人	(120) 人	(0) 人日	(0) 人日
60 人	500 人	2,000 人日	0 人日

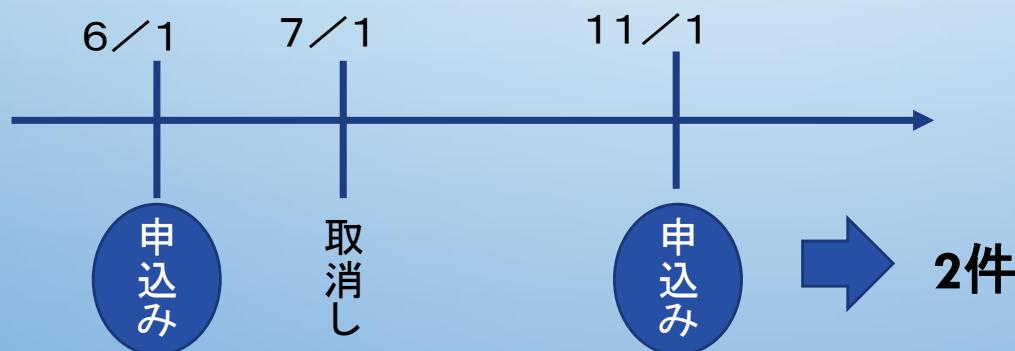
- 臨時求人数 : 1ヶ月以上4ヶ月未満の有期
- 日雇求人数 : 1ヶ月未満の有期

}

単位 「人日」 = 雇用期間×人数

## 記載方法6 (第1面 求職)

- 希望業務が複数 ⇒ 優先順位が高いもの1つに計上
- 有効求職者数 : 3月末日現在
- 求職申込件数 : 複数回の申込みはそれぞれ計上



② 求職	
有効求職者数	新規求職申込件数
98 人	500 件
人	件
50 人	250 件
人	件

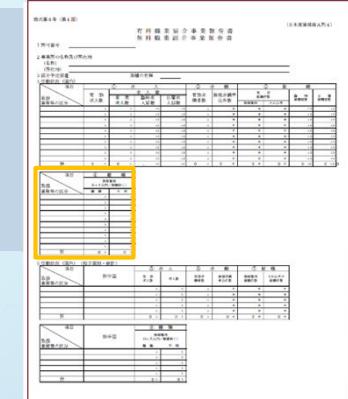
## 記載方法7 (第1面 就職)

- 常用は「無期」と「それ以外」に分ける

項目 取扱 業務等の区分	(3) 就職			
	常用 就職件数		臨時 就職延数	日雇 就職延数
	無期雇用	それ以外		
一般事務の職業 (紹介予定派遣)	300 件 (0) 件	50 件 (0) 件	450 人日 (0) 人日	0 人日 (0) 人日
会計事務の職業	150 件	0 件	250 人日	0 人日
	件	件	人日	人日

## 記載方法8 (第1面 離職)

- ・令和6年4月1日～令和7年3月31日に就職した
- ・無期雇用就労者のうち
- ・就職後6ヶ月以内に離職したもの(解雇を除く)
- ・離職したか不明なもの ⇒ 「不明」



④ 離 職	
無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
離 職	不 明
10 人	0 人
(0) 人	(0) 人
5 人	0 人
人	0 人

# 記載方法9

## (第1面 活動状況(国外))

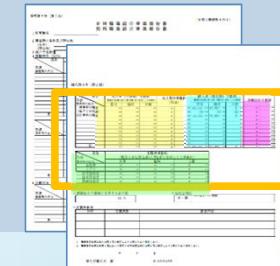
- 業務区分ごとに「相手国」を記載

5 活動状況（国外）（相手国別・総計）

項目 取扱 業務等の区分	相手国	(5) 求人		(6) 求職		(7) 就職	
		有効 求人 人数	求人 人数	有効求 職者数	新規求職 申込件数	無期雇用 就職件数	それ以外の 就職件数
039 生産関連事務の職業	中華人民共和国 CHN	20 人	50 人	15 人	40 件	0 件	30 件
039 生産関連事務の職業	アメリカ合衆国 USA	15 人	30 人	10 人	25 件	0 件	20 件
g 医師	アメリカ合衆国 USA	20 人	50 人	15 人	40 件	0 件	30 件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
計		55 人	130 人	40 人	105 件	0 件	80 件

項目 取扱 業務等の区分	相手国	(8) 離職	
		無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	不 明
27 生産関連事務の職業	中華人民共和国 CHN	0 人	0 人
27 生産関連事務の職業	アメリカ合衆国 USA	0 人	0 人
008 医師	アメリカ合衆国 USA	0 人	0 人
		人	人
		人	人
計		0 人	0 人

## 記載方法10 (第2面 手数料の種類)



- ①求人者(上限制)手数料 : 成功報酬を求人者から徴収(上限あり)
  - ②求人受付手数料 : 求人受付時に求人者から徴収(上限あり)
  - ③求人者(届出制)手数料 : 事前に届け出た手数料表に基づいて手数料徴収
  - ④求職受付手数料 : 求職申込時に求職者から徴収(対象職業限定、上限あり)
  - ⑤求職者手数料 : 成功報酬を求職者から徴収(対象職業限定、上限あり)

## 記載方法11 (第2面 収入状況)



- ・職種ごとに収入額を記入
- ・単位は「千円」(千円未満は四捨五入)
- ・届出制手数料の場合は「求人者(届出制)手数料」に記載

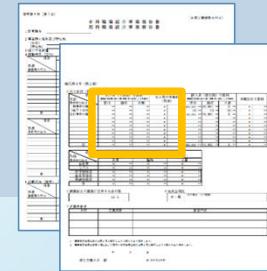
※手数料3,000,000円の収入があった場合

3,000,000千円

3,000千円

# 記載方法12

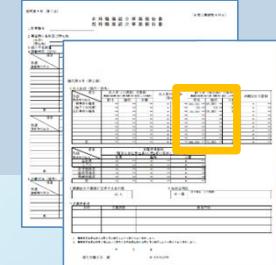
(第2面 上限制手数料を採用する事業者)



- ・求人受付手数料は上限710円/件
  - ・届出制手数料を採用している事業者の場合は原則記入不要

## 記載方法13

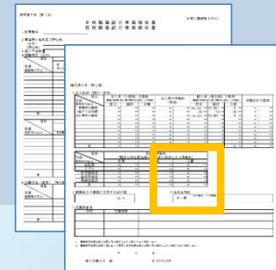
### (第2面 届出制手数料を採用する事業者)



- 上限制手数料を採用している事業者の場合は記入不要

求人者(届出制) 手数料 (職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)			
常用	臨時	日雇	
内 350,000 千円	45,000 千円	0 千円	
内 (0) 千円	(0) 千円	(0) 千円	
内 150,000 千円	25,000 千円	0 千円	
内 千円	千円	千円	
内 千円	千円	千円	
内 千円	千円	千円	
内 千円	千円	千円	
内 500,000 千円	70,000 千円	0 千円	音声

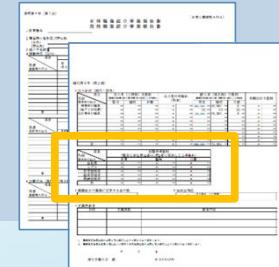
## 記載方法14 (第2面 求職受付手数料)



- ・芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル、マネキンに限る
- ・上限710円/件
- ・一人1ヶ月につき3回まで徴収可能

求職受付手数料		
料金	件	千円

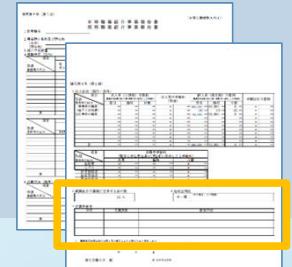
## 記載方法15 (第2面 求職者手数料)



- 科学技術者、経営管理者、熟練技能者は、年収700万円を超える者に限る

項目 取扱 業務等の区分	求職者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)					
	常用		臨時		日雇	
芸能家	件	千円	件	千円	件	千円
モデル	件	千円	件	千円	件	千円
科学技術者	件	千円	件	千円	件	千円
経営管理者	件	千円	件	千円	件	千円
熟練技能者	件	千円	件	千円	件	千円
計	件	千円	件	千円	件	千円

## 記載方法16 (第2面 その他)



- ・7欄：職業紹介責任者を含む人数
- ・8欄：「有」の場合返戻金制度の概要も記載
- ・9欄：外部研修を含む

7 職業紹介の業務に従事する者の数 15人	8 収戻金制度 (有の場合、その概要) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 1ヶ月未満 100%、3ヶ月未満 50% 6ヶ月未満 30%	
9 従業員教育		
日時	従業員数	教育内容

1 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。  
2 職業安定法第32条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

⑨ 氏名又は名称

該当しない文を抹消する。  
有料なら 1 を残す。  
無料なら 2 を残す。

# 最後に

- ・4月は事業報告書作成のほか、人材サービス総合サイトの更新も必須です。
- ・人材サービス総合サイト上の就職者総数及び無期雇用就職者総数並びに無期雇用離職者総数等について、情報提供の期間が2年から5年に延長されています。

人材サービス総合サイトの更新必要期間と積極的な活用に関する案内は[こちら](#)



# 参考ページ

「取扱業務等の区分」一覧表について

厚生労働省HP(職業紹介事業パンフレット抜粋)のページはこちら



厚生労働省編職業分類について

ハローワークインターネットサービスからの閲覧はこちら



# ご清聴ありがとうございました

滋賀労働局需給調整事業室では、今後もセミナーの開催が決まりましたら  
隨時ご案内します。需給調整事業室のHPの確認もよろしくお願いします。

滋賀労働局需給調整事業室のHPはこちら



ご清聴ありがとうございました

END